

竹の台地域委員会 「高齢」にかかわる勉強会 めざせ！ Happy100年人生
第25回 「そうなる前に知っておきたい事前の認知症対策」 要旨

1 日 時：令和3年1月16日（土）13：30～15：00

2 場 所：たけのパーク フリースペース

3 参加者：10名

4 講 師：司法書士 仲島拓郎氏

5 主な内容

(1) 認知症になった場合、どういった法律問題が想定されるか

- ・自分で契約行為ができない。
 - ・通帳が無くなったと何度も銀行に通うと、口座を凍結される。
 - ・預金を引き出せなくなる。
 - ・家を売れなくなる。
 - ・事例：父死亡、母84歳で施設入所・・・家は父母共有名義→家を売れない。
 - 施設費用は、長男・次男が工面しなければならない。
 - 家は母死亡時に相続手続きをすることに
- ⇒ 人生100年時代で、長生きするリスクも生じる。

(2) 成年後見制度の仕組み

- ・家庭裁判所が後見人を選定。後見人が財産管理や身上管理（ヘルパーの手配など）を行う。後見人は家庭裁判所の監督のもと、管理状況を報告する。

(メリット)

- ・家庭裁判所が財産を守る。
- ・法律行為ができる。
- ・契約を取り消せる。

(デメリット)

- ・毎月、後見人への報酬が発生する（財産1千万円以下で2万円、1～5千万円で3～4万円、5千万円以上で5～6万円が相場）
- ・財産を自由に処分できない（裁判所の許可が必要。孫にお年玉を上げられないなど）
- ・後見人を決めるのは裁判所（司法書士・弁護士・社会福祉士が7割）
- ・一旦、後見人がつくとやめられない（簡単には変えられない）

(3) 任意後見とは

- ・本人がしっかりしている時点で、後見人を選び、契約（財産管理、身上管理のほか、しっかりしている間の見守り財産管理（月1回連絡・確認など）、死後事務（遺言執行など）を含めることができる）・・・契約書は公正証書にする。
- ・認知症になった時点で、家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、後見人を監督する。
- ・身近に頼れる人がいる場合に有効な選択

(4) 家族信託とは

- ・委託者（本人）が受託者（子どもなど）に「信託契約」により財産管理を任せる。
 - ・・・契約書は公正証書にする。
- ・本人が「受益者」となる。
- ・不動産や現金が「信託財産」となる（不動産は「信託登記」、現金は「信託口座」）。
- ・財産の分配（任せた子どもに多く財産を分配するなど）についても、契約の中で決めることができる。

(メリット)

- ・適切に不動産の売買ができる。
- ・裁判所の監督を受けずに、自由に（契約の内容に従って）財産を利用できる。
- ・家族がサポートできる。

(デメリット)

- ・契約時に、一定の費用がかかる（信託財産の1～3%）。
- ・新しい仕組みなので、家族信託契約に精通している専門家が少ない。

(5) 費用の目安

- ①成年後見
 - ・初期費用 12～20万円
 - ・継続費用 3万円×12ヶ月×10年（死ぬまで続く）＝360万円
- ②任意後見
 - ・初期費用 25万円
 - ・継続費用 2.5万円×12ヶ月×10年（死ぬまで続く）＝300万円
（認知症にならなければ発生しない）
- ③家族信託
 - ・初期費用のみ
土地 2,500万円、家屋 500万円、現金（貯金）500万円で65万円

(6) まとめ

- ・認知症になってからの成年後見を選ぶか、なる前からの任意後見や家族信託を選ぶか
- ・する／しないは本人の自由だが、認知症になる前に考えておくことが大切

(参考) 仲島司法書士事務所のホームページ

<https://nakajima-takuro.com/>

以上